

# 駐輪場使用申込書

株式会社富士屋 御中

申込者

(印)

名称	信濃橋富士ビル月極駐輪場	所在地	大阪市西区西本町一丁目3番10号
申込日	年 月 日	使用開始希望日	年 月 日
担当者名		連絡先	
申し込み台数	自転車 : 台 (原付は不可)	使用料 (税別)	月額 円 (3,000円/台)

申込者(以下、「乙」という。)は、下記駐輪場使用細則を遵守の上、株式会社富士屋(以下、「甲」という。)が管理する標記駐輪場の使用申し込みを致します。

## 《駐輪場使用細則》

### 第1条【契約期間、契約の更新】

契約期間は、使用開始日より1年間とし、甲又は乙が、期間満了の1ヶ月前までに書面による継続しない旨の意思表示をしない限り、本契約は、期間満了の翌日から更に1年間継続するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

### 第2条【解約】

甲又は乙は、契約期間内であっても1ヶ月以上の予告期間をもって、書面により通知することで本契約を解約することができる。

### 第3条【使用料】

使用料は、標記の額(税別)とし、乙は、毎月末日までに翌月分の使用料に消費税を賦課し、甲の指定口座に送金(手数料は乙負担)して支払うものとする。  
尚、1ヵ月未満の使用料については、日割計算を行わず、1ヶ月分を支払うものとする。

また、契約期間内でも公租公課の増徴、物価の高騰、その他相当な事由があるときは、甲は使用料を増額することができる。

### 第4条【使用目的】

乙は、本駐輪場を自転車の駐輪以外の目的に使用してはならない。また、乙は本契約に基づく一切の権利売買、譲渡、転貸はできないものとする。

### 第5条【駐輪場使用方法】

駐輪場を使用する場合は必ず自転車専用エレベーターから入出庫する。自転車専用エレベーター以外からの自転車の入出庫は禁止とする。

### 第6条【駐輪場使用時間】

駐輪場は、24時間使用できるものとする。但し、自転車専用エレベーターの点検、その他管理上の都合により、甲は、使用できる時間帯及び日時の指定をすることができる。尚、その場合、駐輪料の減額等は行わないものとする。

### 第7条【駐輪場所】

乙は甲の指定するラックに駐輪するものとする。

### 第8条【駐輪することができる車両】

車両全長 : 1,785mm以下、車両全幅 : 600mm以下 ※自転車に限る。原動機付自転車不可。

### 第9条【ステッカーの貼り付け】

乙は、甲が発行するステッカーを車両に貼り付け、車両変更があるときは、事前に甲に届け出るものとする。

### 第10条【損害賠償責任】

乙は、乙又はその関係者がその責に帰すべき事由により駐輪場の施設、若しくは器具又は他の車両等を汚損し又はこれらに損害を与えたときは、直ちに甲に届け、その指示に従うとともに、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

### 第11条【不可抗力】

甲は、天災地変その他不可抗力等、甲の責に帰すことができない事由に基づく事故によって生じた損害については、賠償の責は負わない。

### 第12条【免責】

甲は、駐輪場内における車両、その付属装着物又は積載物等の盗難、紛失又は毀損について一切責任を負わない。

また甲は、乙が、第三者の行為又は駐輪場内に存在する他車両、その付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐輪場内で被った損害について一切責任を負わない。

### 第13条【使用の差し止め】

甲は、管理上必要と認めたときは、いつでも乙の使用を差し止め、又は駐輪場を閉鎖する等、必要な措置を取ることができる。また、甲は乙に対して、これにより生じた損害について賠償の責は負わない。

### 第14条【契約の解除】

乙が、使用料の支払いを1ヶ月分でも遅滞した時、又は、本契約の条項の一つに違反した時は、甲はなんら催告を要しないで、本契約を解除することができる。

### 第15条【車両の撤去】

本契約が終了したときは、乙は直ちに車両を撤去して本駐輪場を原状に復した上でその使用を止めなければならない。この場合、乙が履行しないときは、甲は、乙の費用において車両の撤去及びその他必要な措置を取ることができる。

### 第16条【不正駐輪】

乙が、使用料を支払わずに駐輪場を使用した時、正規の駐輪スペース以外の場所に駐輪した時、ステッカーの貼っていない車両を駐輪した時、その他甲が不正な使用と認めたとき、甲は、乙の費用において車両の撤去及びその他必要な措置を取ることができる。

### 第17条【禁止事項】

- 乙又はその関係者以外の駐輪場への立ち入りを禁止とする。
- むやみに警告鈴を鳴らすこと、場内で大声や音を出す等迷惑行為は禁止とする。
- 場内でのゴミの放置や不衛生な行為は禁止とする。
- ビル共用部内への自転車の持ち込み、乗り入れは一切禁止とし、違反した場合乙は甲に対し復旧費を支払うものとする。

### 第18条【注意事項】

- 入出庫時は歩行者または走行車両に注意すること。
- その他甲又はその指定する者より指示があった場合、乙はこれに従うものとする。

以上